



荻野山中藩陣屋跡に建つ「山中城址」の碑

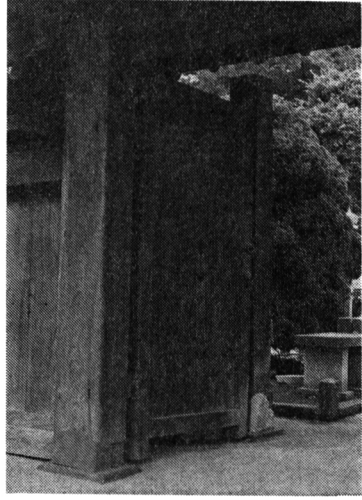
に見舞われることになったのである。

山中陣屋襲撃隊は、隊長が鯉淵四郎、当時二十八歳、水戸出身である。このほか谷龍夫、長山真一郎、岩屋鬼三郎、結城四郎、川上司ら六人の名が判明している（長谷川伸『相楽総三と其同志』）。このうち谷龍夫は本名・鈴木佐吉で下荻野村の博徒の小親分で、これが相楽隊の結城四郎と連絡をとって山中陣屋襲撃の誘引をしたという（前掲『荻野山中藩』所収、鈴木茂「荻野山中藩陣屋焼打ち事件とその背景」）。このほか荻野村の石井道三、飯山村の山川一郎も参加していた。この浪士隊は十二月の中旬、甲府城襲撃隊と相前後して江戸薩摩藩邸を出発して、小田原方面に向かい、荻野にあらわれたのは十二月十五日の夜とい

う。この日は曇りがちの日で午後には雨も降りはじめ風さえ加わってきた。陣屋は折から藩主大久保教義が江戸表に出府中であつたので、留守をあずかる者は女中を含めて十名ぐらいで無人にひとしかった。このとき隊士は大山参りの六部、町人、百姓などに変装して大山街道を下って荻野新宿に着いた。道案内は土地者の石井であつた。そこで愛甲郡の博徒親分鈴木咲太郎を呼んで計画を語って仲間を集めさせ、それで同勢が三十六、七名になったものらしい、折りからの雨中を陣屋に近づいた。

山中陣屋は相模国愛甲郡荻野村字山中で、前述のように、天明年間にできた敷地一町十反余、という規模とてきわめて小さく簡略なものである。築造当時の見取図によると荻野川に添っており、大手口は荻野街道に面していた（『荻野山中藩』所収鈴木茂「荻野山中藩陣屋の創設」）。

刻限は四ツ時（午後十時）頃、隊長は表門からはいって陣代に向かつて勤王運動の



厚木市林の福伝寺山門と伝えられる荻野山中藩陣屋裏門

赴くと宿々の問屋、村々の庄屋に村継の先触をださせている。小田原本藩では急報に接して、酒匂川橋に出兵したので浪士隊は引き返し、厚木から八王子方面にて江戸に向かい、十七日、内藤新宿の妓楼で同志の点呼を行って、十八日に三田の薩摩藩邸に引きあげた（前掲鈴村茂「荻野山中藩陣屋焼打ち事件とその背景」、藤野泰造「慶応三年十二月相州荻野山中陣屋焼打ち事件について」『関東近世史研究』九号）。

この山中陣屋襲撃の報は京都の方にも伝えられたとみえて越前藩の記録「丁卯日記」十二月晦日の条に「江戸表より相廻る風聞書」と題して「大久保出雲守殿御陣屋相州荻野山中放火云々」と、この一件のことが載っている。

山中陣屋襲撃一件は諸書によるとだいたい右のような始末で、線香花火のような人騒がせに終わった。討幕拳兵というよりむしろ博徒と組んで豪農商から軍用金の強奪がねらいのようである。野州出流山の拳兵は幕府側の密偵の情報によって結局失敗となり、甲府城奪取も仲間の中に会津の間諜がいたのに気付かず、八王子宿舎の妓楼が襲われて惨敗するという始末で、相楽

ための軍用金の徴発を申し入れた。陣代は藩主の不在を理由に断ると、陣屋に発砲して焼きはらい、陣屋の者を殺傷させたらえ武器、武具などを奪い、倉庫の米などは徴発して人足たちになげ与えるなどした。要するに小陣屋のことであるから簡単に事件は終わったのである。山中陣屋焼打ちの翌十六日には、浪士隊は妻田村の永野茂右衛門、山際村の林弥右衛門、中丸重郎兵衛、川入村の佐野一郎右衛門、中津村の熊坂半兵衛、座間村の大矢弥一らの富豪におどしをかけて軍用金の供出を強要して、それぞれから数百両を奪ったうえ、山中から小田原を経て横浜まで

隊の関東攪乱は予期の効果をあげないまま失敗に終わった。これは、要するに京都の西郷ら討幕派の手先として急造したいわば鳥合の隊であったから、草莽隊とはいえ根の浅いものであった。山中陣屋の襲撃のごときがそのよい例で、相模地方はわずかに火の粉をあびた程度でしかなかった。しかし、相模の急造策で江戸内外から不逞、無頼の徒を多数集めたので薩摩藩邸は無頼の徒の巢窟となつて、江戸府内の治安は極度に險悪となつた。十二月二十三日朝の江戸城二の丸の火災も薩摩藩に疑いがかけられるということで、ついに旧幕府側も薩摩藩邸の攻撃を決意して二十五日の黎明、諸藩兵も併せた二千余名による薩摩焼き打ちとなつた。この報が大坂城に伝わると、城中の慶喜軍将士の薩摩討幕派に対する激昂が高まつて、ついに討薩表を掲げて京都に進軍する鳥羽伏見の一戦となつた。

鳥羽伏見の戦と 東征軍の派遣 慶喜軍の京都への発砲によつて、正月七日、慶喜を朝敵として追討令を發し、ただちに東征軍派遣のだんどりとなつた。すべて筋書どおりである。十日には前將軍内大臣徳川慶喜をはじめとして前京都守護職松

平容保（会津藩主）、前京都所司代松平定敬（桑名藩主）、その他若年寄永井尚志、同並平山敬忠ら慶喜幕僚ら十数名の官位褫奪（ちたう）を行つた。

これより先、鳥羽伏見の戦端開始とともに正月四日、議定仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍に任じて錦旗節刀を賜り、翌五日には東海道鎮撫総督に参与橋本実梁（公卿）、同副総督に参与助役柳原前光（公卿）を任命した（翌二月六日、総督は先鋒総督兼鎮撫使、副総督は先鋒副総督と改称）。このほか全国諸道に対する鎮撫体制をしいて山陰、北陸、九州、東山の各方面にも鎮撫総督を任命している。また各総督の下にそれぞれ参謀、軍監をおいた。東海道軍参謀には木梨精一郎（長州）と海江田信義（薩摩）が任ぜられている。

二月朔日、天皇親征が決して三日にはその詔が發せられた。

鳥羽伏見の政府軍勝利の報が九州長崎に伝わると、長崎奉行河津祐邦は正月十四日頃、任地を放棄して脱走した。日田郡代窪田治部衛門も正月十六日、陣屋から遁走したので九州一円は簡単に新政府側の掌握に帰した。山陰方面も総督参与西園寺公望（公卿）の手によって諸藩が勤王を誓ったので、二月末には全く平定に帰している。このように京都以西はやくも朝廷政府の勢力下におかれるようになったので、政府軍の征討の目標とするところはもっぱら依然旧幕府の勢力下の関東を中心に北陸、東国方面の東日本一帯となった。

なかでも東海道筋の関東の関門に当たる小田原藩から横浜、さらに江戸へかける地域が、第一の攻撃目標地となることはいうまでもなかった。

そこで、二月九日、総裁有栖川宮熾仁親王が東征大総督に任ぜられ、東海、北陸、東山三道の軍を統率して旧幕府根拠の江戸攻略となった。大総督の下に正親町公重らの公卿とともに薩摩藩士の西郷隆盛、長州藩士の広沢真臣らがそれぞれ参謀となった。有栖川宮大総督は二月十五日、参内して錦旗節刀を賜って、その日ただちに京都を進発して諸参謀以下を従えて東海道を一路下って三月五日、駿府城に着陣した。この東海道軍が、東征軍の本隊であるが、これより先一月五日、橋本、柳原正副総督が京都を進発し、木梨精一郎・海江田信義の両参謀とともに、大総督に先行して肥後、因幡、彦根備前、膳所、亀山、水口、大村、佐土原等九藩の兵を率いて京都を発して東海道を下った。途中、桑名藩討伐の命をうけていたので、二十二日、軍を四日市にすすめて二十八日には桑名城を収めた。ついで二月十三日、名古屋に着陣した。こうしていよいよ関東関門の箱根、小田原へと迫ったのであるが、この箱根には旧幕府の関所があり、小田原藩兵がこれを守備していた。小田原藩はすでに朝廷政府に恭順を表明していたので、関門通過は問題がなかったが、その後となって旧幕府遊撃隊脱走の徒が乱入し、箱根戦争が勃発して小田原藩が一時窮地に陥るといふ一幕がおこるのである。

第二節 神奈川県の誕生

一 神奈川県裁判所の開設

列国、外交責任者 東征軍が東海道を下り、神奈川を通過して江戸に向うことは、列国外交団に一つの不安を与えることと
の横浜派遣を要請 なった。それは言うまでもなく、多数の外国人が居住する横浜の治安への影響であった。

戊辰正月十五日（一八六八年二月八日）、勅使東久世通禧が兵庫に至り、列国外交代表に対して王政復古の通告をおこなったが、この時外国側は四日前に発生した「神戸事件」の処理と今後の治安維持について維新政府が責任をもつかどうかをただしている。これに対し、東久世はもとよりその旨を言明したが、長崎はまもなく管理下に入れる見込みであるが、ただし、横浜は目下のところ支配する時期は確言できないと語っている。東征軍進発前の段階では横浜問題は何の確約もできなかったのである。

二月、大坂と兵庫に鎮台が置かれ、東久世は兵庫鎮台の長官となり、さらに両鎮台がそれぞれ「裁判所」に改められると、彼は兵庫裁判所総督となった。そのころ、新政府と列国外交団との間に新たに外交代表の参朝問題がおこっていたが、政府部内ではなお実施にふみ切ること躊躇する空気があって決定が長びいていた。このため、東征軍の進発状況を見守っていた列国外交団側では、戦火の危険が近づく横浜への帰還を急ぎ、参朝招請期限を二月十四日とした。こうして、大坂鎮台醍醐忠順・外国事務総督伊達宗城・同東久世通禧の三人は、まさにその期限である二月十四日、大坂西本願寺で列国外交代表と会見

し、外国事務局の創設、近日天皇の召見があること、及び横浜・箱館の地に朝廷の官吏を派遣し、人民安堵の令を下す予定を伝えたのである。しかし、その翌日、はからずも「堺事件」が発生したので、政府はこの新しい難問題処理の苦境に立ちついても、二十三日、外交代表の参朝をとにかくも実現させたのである。この日、フランス公使とオランダ総領事は無事終わったが、イギリス公使パークス (Parkes, Sir Harry Smith) は参内の途中襲撃されたため、改めて三月三日に参内した。「堺事件」の犯人処罰を確認し、参内を終えた列国代表は、東征軍が接近しつつある横浜へ急ぎ帰還した。

三月八日横浜に帰ったパークスは、その翌日、神奈川県奉行から行政引渡しの用意のあることを聞いている。この日、フランス公使ロッシェ (Roches, Léon) も帰還し、列国外交団は不穏の空気につつまれ始めた横浜の警備対策会議をひらき、各国軍隊による警備体制がとられた。このときの軍隊配備の具体的なことは不明であるが、横浜の市内に通ずる要所はすべて固められ、奉行の許可証なしでは帯刀者は横浜の町内に入れないこととした。

さらに列国外交団は共同して外交責任者の派遣を要請する書簡起草し、これをフランス公使館書記官ブラン (Baron Brin) に兵庫まで携行させ、同地に滞留しているイギリス公使館書記官ミットフォード (Miford, Algernon Freeman) と共に新政府当局者に手渡すこととした(『大日本外交文書』第一巻第一冊、『横浜市史』第三巻上)。

ミットフォード、ブランの二人が新政府当局者と会見したのは、三月十七日のことで、場所は大坂の外国事務局、応接者は伊達宗城と東久世通禧である。外国側がいかに政府の緊急措置を望んでいたかは、会談の終わりにブランが五日以内の回答期限をつけたことでもわかる。日本側は外交団の要請に同意し、結局は三月の東久世横浜裁判所総督の任命となる。

海軍先鋒総督 の横浜上陸

一方、三月十七日には、海軍先鋒総督兼鎮撫使大原俊実は鹿兒島・佐賀・久留米の艦船をひきいて兵庫を出港し、二十三日横浜に入港、即日上陸し、翌日、大原は横浜鎮撫の布告を発した。これは東征軍の最初の横

浜進駐であつた。

しかし、大原には神奈川奉行に代わつて横浜の管理に当たるといふ考えは少しもなかつたのである。神奈川奉行は、大原の到着を知ると、早速「当地御処置振」——すなわち、管理引継問題についてたずねたところ、大原は自分は海軍総督兼当地鎮撫といふ名儀になつてはいるが、管理引き継ぎの任務まで持つていないから何らの指示もできないと答えたといふ。

東海道鎮撫総督参謀

前節で述べたように、有栖川宮東征大総督は、三月五日、駿府城に着陣して、いよいよ十五日、江戸

木梨のパークス訪問

総攻撃を決意したが、旧幕府側代表の山岡鉄太郎と参謀西郷隆盛との間で第一次和平交渉が行われ

た。ついで西郷は先鋒として、十一日駿府を発して江戸に向つた。この際、西郷は東海道鎮撫総督参謀の木梨精一郎に対して横浜にゐるパークスに会見を命じた。木梨は十二日藤沢に至り、同地に滞陣していた渡辺清（大村藩士）に対してパークスとの会見目的を告げ、翌十三日、渡辺を同伴して横浜に入り、パークスを訪問した。その目的は何であつたか。後に渡辺が當時を回顧してつぎのように語つてゐる。

「木梨がいうには、此度江戸城を攻撃については実に不案内の官軍であるから、第一負傷者の手当に如何とも詮方ない。それで横浜に参り英のパークスに逢うて、かれの世話で横浜に病院を造りたいといふ論で……英の管轄の病院があらばそれを流用して貰いたい、且又医師其他一切のことを依頼せよといふ命を承つて参つた」（渡辺清「江戸城攻撃中止始末」明治三十一年十一月二十一日談『史談会速記録第六十八輯』）。

木梨のパークス訪問の目的が渡辺の言う江戸城攻撃戦のための医療準備だけにあつたとは考え難い。当時の政局からみて江戸城攻撃にあつて、前もつて了解を得ておくといふ外交的配慮が主であつたと判断するのが自然であらう。

木梨の意見を聞いたパークスは「如何にも変な顔付」をして、恭順を示している慶喜を討つことに対する異論、居留地駐在

領事に対する公式通告と警備兵の手配の欠除を指摘して江戸攻撃作戦を強く批判したという。この時のパークスの異論が西郷を驚かせ、戦争回避の申入れに同意する背景となったという点は、これまででも繰り返し論じられてきたことである（石井孝『増訂明治維新の国際的環境』、原口清『明治前期地方政治史研究』上）。

また、同じ十三日には橋本実梁^{さぶら}先鋒総督は、六浦藩主米倉昌言に横浜の臨時取締りを命じている。

東征軍先鋒と神奈川奉行との接触 木梨の横浜入りは、また神奈川奉行当局が東征軍幹部との接触をもつ機会ともなった。神奈川奉行水野

浜引渡問題に関する情報が伝わってきたので、支配向の者——すなわち、部下を木梨のもとに出張させて確かめさせたところ、六浦藩主米倉昌言が新たに「神奈川奉行」に任ぜられた故、同人へ諸務を引き継ぐべし、もつとも支度等もあり少々時日も要するであろうから、それまではこれまで通り在職勤務する事、また支配向の者は貿易筋——すなわち貿易関係事務の取り扱いになれているから、残らず玉臣に召使う事——すなわち新政府の職員として引き続き在職勤務する事という方針が伝達された。これは事務引き渡しに関する東征軍からの指示の最初である。

そこで水野は支配組頭を出張させて、右の引き継ぎと人事の二件について口頭ではなく書面に認めてくれるよう求めた。しかし木梨は、参謀に限りの右のような書面は出せないから、改めて総督府へ上申して書面を出すようにすると答えて神奈川から江戸へ出立したという。

その後三月二十六日、木梨が江戸からもどってきて神奈川に止宿した。神奈川奉行は早速支配向の者を木梨のもとに送って、先日依頼した書面の件をたずねさせたところ、木梨はまだその段取りになっていないが、神奈川奉行兩人のうちいずれでも面談したいと伝えた。おそらくその当日のことと思われるが、水野は神奈川へ出向いて初めて木梨と会見したのである。

木梨は水野に対し先日申し渡した方針通り米倉昌言に事務引き継ぎをするよう指示を与えたが、その際か、あるいは後日のことか必ずしも明確ではないが、米倉の来着は四月二日と伝えられた。

神奈川宿におけるこの水野と木梨との会見は、神奈川奉行自身が東征軍当局者と接触したものととしては、大原について二度目、陸路をとる東海道先鋒隊当局者に対しては最初のものであったかと思われる。

東海道先鋒総督と 次に神奈川奉行が東征軍当局と接触したのは四月一日のことで、東海道先鋒総督兼鎮撫使橋本実梁が**神奈川奉行の会見** 戸に向う途次、神奈川宿本陣鈴木源太左衛門宅方で小休した際である。すでにこの前日にも、総督一行が保土ヶ谷宿に止宿した際、その日の夕刻、神奈川奉行は同地に出頭したのであったが、この時は総督に面会することなく、内舎人うちしやうりを通じてこれまでの諸務取扱い等詳細に報告していた。

橋本から神奈川奉行兩人に対して与えた指示は、横浜港取締りに任じられた米倉昌言が出張してきたならば、これに諸事を引き継いだ後、奉行兩人は退去すべきこと、六浦藩は小藩で人数少なく、また諸事不馴れであるから、神奈川奉行支配向の者は残らず朝廷において召つかわされ、これまで通り在勤すべく一同の者たちに申し渡すべきこと、ということ、前回木梨との会見で伝達されたものと同じであった。しかし、同じことからあっても、木梨からと、橋本からとでは、指示者の地位からいって発言の重みが違う。神奈川奉行は支配向一同に対し説得するに当たって、朝命であるとして説得してよいかどうかを問うている。これに対し橋本は朝命をもって相論あいにんし、差し支えなしと答えている。神奈川奉行が「朝命」という名分の使用を橋本に求めたのは、こうした名分なくしては、この際部下に残留を説得する自信が持てなかったためであろう（『復古外記・東海道戦記』十）。

つぎに神奈川奉行が訴えたのは、慶喜以下謹慎の身でありながら、こんにちまでなお依然として横浜港の事務を取り扱って

きたことに關する趣旨弁明であつた。こうした弁明の必要を感じたのは、朝廷に対し不敬の所為といった非難の声が一部から放たれていたか、あるいは今後の処分の危険が予想される雰囲氣ふんいきであつたためであろう。神奈川奉行の陳述した理由は、もし一方的に彼らが横浜を退去した場合には、行政機関が消滅して外国人居留地はあたかも外国人所有地の姿となり、寸地でもそのようになつては「御国体」にかかわり、「皇国之御羞辱」この上もない事になる故、やむを得ず今日まで当地の管理の任に当たつてきたものに過ぎず、朝廷の当港管理処置方針を聞くため、去る三月初旬くらい、江戸に向つて街道筋を通過する先鋒隊長等に逐次支配向の者を接触させ、木梨・大原らとも交渉を重ねてきたものであり、木梨からはすでに明二日に米倉出張の予定と聞いて、諸務引渡しの準備をしていると、これまでの経緯をくわしく陳述し、重ねて「朝命」を以て支配向一同へ説諭する旨を付言した。

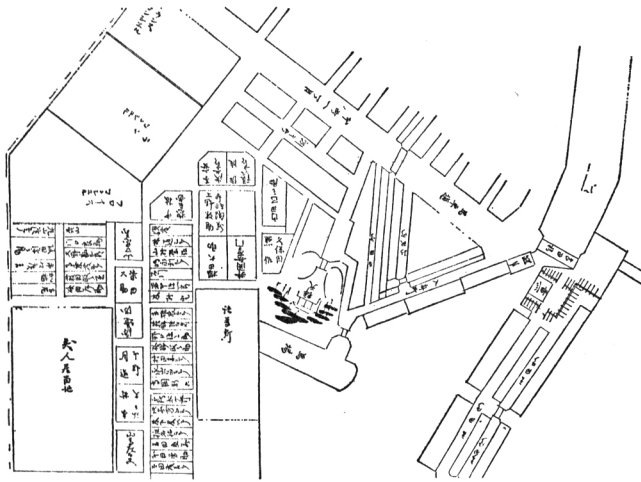
橋本は右の陳述の趣意に対し、当港を引き払わなかつたことは、まことに「殊勝之義」とし、少しも「疑慮無之」と承認を与えたのである。

横浜裁判所

これより先、京都において三月十九日、東久世通禮の外国事務局補兼兵庫裁判所総督を免じて、横浜裁判所総督の任命 督に任命した、同時に外国事務局権補鍋島直大を同副総督とした。これはもっぱら前記三月十二日の列国外交団の要請に対する措置であつた。

東久世は公卿で、文久年間、三条実美らと尊攘派として活躍したが文久三年の八月十八日の政変で京都を追われたいわゆる七卿の一人である。王政復古によって官位を復され、新政府の参与となり、明治元年正月、軍事参謀、ついで外国事務局総督となつて外交の衝に当たることとなった。外国事務局総督は外交長官で、後の外務卿である。鍋島は肥前藩主で明治元年二月、議定兼外国事務局権補となり、やはり外交事務に当たつた。

第1章 神奈川県成立



横浜裁判所役宅絵図

神奈川県立文化資料館蔵

この二人の正副総督の下に陸奥宗光・大隈八太郎（重信）・寺島宗則・井関齊衛門（盛良）等の外国事務局判事が横浜在勤を命ぜられた。しかし、陸奥と大隈は別に用務が発生したため東久世総督に随行しなかった。

横浜裁判所正副総督の東久世と鍋島は、出発に先だつて四月二日、新たに、当分の間江戸開市事務をも兼督するよう命ぜられた。裁判所総督一行の出発は、ややおくれ、まず鍋島副総督一行が陸路東下して、四月十六日横浜に到着し、太田陣屋に入った。一方、海路をとつた東久世総督一行は四月十三日、グラバーの持船キウシウが到着したので、翌十四日、議定に任ぜられた後、午後三時、寺島・井関の二判事、御用掛助萩森岐助・同上野敬輔らを従えて運上所より乗船、ほかに肥前兵約百八十人も乗こんだ（東久世通牒「慶應四年戊辰日録」資料編15近代・現代(5) 渉外）。

出発は翌十五日、この日午前八時抜錨、一路横浜へ向つたのである。海上は波穏やかで順風、十六日も晴れ、遠州灘を過ぎるころから船は多少揺れたようであるが何事もなく、出発から二日目の十七日午後三時に横浜に入港。夕刻上陸して宿舎にあてられた野毛の修文館に入った。すでに陸路をとつて先発した副総督鍋島直大が太田陣屋に待機していたが、この日は使者をたてて修文館の東久世のもとに酒肴を届けさせるにとどめ、あいつは翌十八日におこなつたが、同日午後一時、正副総督は運上所において